

議案第40号	三田市藍本駅前駐車場の管理に係る指定管理者の指定について
道路河川課	<p>【施設の名称】 三田市藍本駅前駐車場</p> <p>【団体の名称】 三田市あかしあ台五丁目32番地2 公益社団法人三田市シルバー人材センター 理事長 牛 谷 元 秋</p> <p>【指定の期間】 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで</p>
【施設の名称】	三田市藍本駅前駐車場
【指定の期間】	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで
【関係法令】	<p>地方自治法第244条の2第6項（公の施設の設置、管理及び処分）</p> <p>道路法第64条（収入の帰属）</p> <p>三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条</p>
【選定方法】	指名
【選定過程】	<p>①選定理由 急速に高齢化が進み、定年後においても働く意欲を持つ高年齢者に対する雇用対策が大きな課題となっている中、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、地方公共団体の高年齢者への就業に対する責務が明らかにされたことにより、平成17年10月1日の供用開始以降指定管理者制度導入時まで三田市シルバー人材センターに維持管理業務を委託してきた。</p> <p>指定管理者制度導入に当たっては、道路法の規定により利用料金制度導入が困難なことから、長年の業務実績を評価するとともに公共性、福祉性等総合的な見地から、市の施策として、非公募にて同センターを指定管理者として指名した。</p> <p>現在、当事業に係る指定管理料は、同センターの年間事業費の約4分の1を占める状況であり、三田市における高齢者就労機会の確保、生きがいづくりの場として重要な位置づけとなっている。昨今の厳しい社会情勢では高年齢者の新たな就労機会の確保も困難な状況であることを踏まえ、今後の経済状況の回復や同センターの新規事業の獲得等が可能となるまでの間、引き続き非公募により同センターを指定管理者として指定するものである。</p>
【予 算】	226,848千円（駐輪場分含む。3カ年債務負担行為限度額）